

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
新旧対照条文
目次

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）
 1

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の第二項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。 2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の第三項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第九條第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに	（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の第二項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。 2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の第三項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第七條第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに

基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第五条 法第二十一条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特別特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数)

第六条 法第二十二条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2 法第二十二条の二第五項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第二十四条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅等の戸数)

第八条 法第二十五条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2 法第二十五条の二第五項の政令で定める戸数は、一万五千戸とする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第五条 法第二十一条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(新設)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第六条 法第二十四条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第二十四条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(新設)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

2 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）
第十条 法第四十条第一項（法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

第七条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

2 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）
第八条 法第四十条第一項（法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。